

31福監第7-3号
令和元年5月29日

請求人様

福津市監査委員 灘谷 和徳
福津市監査委員 榎本 博

監査結果報告書

(福津市まちおこしセンターの指定管理について)

このことについて、次のとおり監査結果を報告します。

第1 請求の受付

1 請求人

住所 福岡県福津市【省略】

氏名 【省略】

2 請求書の提出

請求書の提出日（監査事務局受付日）は、平成31年4月5日である。

3 請求の内容

請求人提出の福津市職員措置請求書による主張事実の要旨及び措置要求は次のとおりである。

(1) 主張事実（要旨）

本件監査請求において、請求人提出の「住民監査請求書」に記載された請求の要旨は以下の通りである。

福津市長（地域振興課・郷づくり支援課）は、福津市まちおこしセンター（以下、なごみ）の指定管理者を平成31年4月1日から平成34年3月31日の期間指定するにあたり、公募とせず、地域自治活動の公共的中心団体である津屋崎地域郷づくり推進協議会（以下、協議会）を選定し、平成30年12月議会で承認を受けて指定している。担当課は、この手続きに違法、不当性はないと説明しているが、協議会には特定地域のみ活動や郷づくり交付金交付要綱に違反する支出等があり、議会へ説明された内容は虚偽のものである。また、担当課はその事実を確認しているにも関わらず、その内容を隠ぺいし、議会で協定締結の承認を得た。

なぜ事実を隠ぺいするのは、担当課が所管する「福津市観光産業活性化協議会」と郷づくり支援課が所管する協議会の間で平成29年5月24日に交わされた請書にある。この業務委託契約は損益分岐点の約半額で契約されており、協議会は総会の承認を受けることなく、一部の役員のみで契約を行った。そして、再委託先の業者に違法な会計処理をしないと不可能な金額で作業を依頼し、完了している。以上を踏まえると、担当課は本件なごみの指定管理者選定は平成30年1月17日の第10回政策調整会議からスタートしたと説明しているが、平成29年5月頃には担当課と協議会の間ではすでに決まっていたものと思える。

議会に事実を隠ぺいし、虚偽の説明で承認を得るという違法で不当な行為によって指定管理者に指定された協議会ではなごみの運営の目的を達成するとは思われないし、地域住民の利益になる事はない。

また、添付書類である「証拠書類、1、について」及び「証拠書類、2、について」にも請求人の主張があったため、これについても要旨を記す。

○「証拠書類、1、について」

1. 交付要綱（郷づくり推進事業交付金交付要綱）に違反する支出について領収書を添付している。活性化部会のよっちゃん祭、音楽散歩手作り市の支出は悪質で郷づくりの事業ではない。（津屋崎19行政区住民を対象にすべきである）

音楽散歩手作り市についての支出では、すでに実行委員会で清算が済んでいる領収書を利用して、余剰金の返還をしないように操作している。よっちゃん祭への100,000円の支出も操作の支出である。

2. 津屋崎郷づくり推進協議会の会則で会員は当該地域の住民、事業所の勤務者等となっているが、総会に出席できず、議決権もない。当然、意見・要望等発言する場はない。

総会の参加資格は運営協議会員60名のみであり、一部の住民を除き、ほとんどの住民は会員ではなく、事業の参加者・利用者である。（総会の議決権がないのに会員とは言えない）

また、役員を名簿で確認すると、現在の自治会長は自治会長部会を除くと2名しかおらず、後24人は識見者で構成されている。自治会長を中心として、識見者はオブザーバー・相談役として構成しているのであれば住民の意見等が取り上げられ、市が説明する地域の代表自治団体となるが、ほとんどの自治会長が運営の役員となっていないため、自治会長が総会に参加した際、自治会住民の意見を聞くこともなく、総会の報告もない。今回の指定管理者の件についても市の広報誌及び議会報告で知った次第である。郷づくり推進協議会の広報に指定管理者の件が記載されたのはその後である。

3. 平成30年12月議会での本件議案について、賛成意見の議員の発言内容について勘違いがある。特に勘違いが気になるのは「何よりも賛成する最大の理由は、当事者である津屋崎郷づくりが、今回の指定管理を臨時総会で決めた」との点であり、あたかも全地域住民に説明したように勘違いしている。60名のみで総会を開催したため、一般住民は市の広報誌で知った次第である。せめて自治会長全員には最初の段階で知らせるべきである。

○「証拠書類、2、について」

1. 地域振興課は所管する福津市観光産業活性化協議会の事業のため、平成29年5月24日、津屋崎地域郷づくり推進協議会に100,000円で草刈り業務を委託している。本来、草刈り業務であればシルバー人材センター等に依頼すべきだが、最低でも200,000円以上必要な業務であるため、津屋崎地域郷づくり推進協議会に依頼している。郷づくり推進協議会は業務委託を契約する団体ではない。また、この契約は活動資金調達のためのものではなく、一部の役員が勝手に行ったものである。

2. 受託した草刈り業務は役員が個人で処理できる量ではないので、市の公共工事を受注している業者に依頼している。また、金額的に法人では受注できないものであるため、個人名で会計処理をしている。税法上問題がある業務を依頼すべきではない。
3. 「何か裏取引があるのでは？」と疑いを持たれるような依頼をすべきではない。「業者に借りがあるのではないか？」「今後津屋崎郷づくり推進協議会が指定管理者として建物管理上の工事を委託するのではないか？」との懸念がある。

(2) 措置要求（要旨）

虚偽の内容ではなく事実に基づいて選考をやり直し、指定管理者として不適切と判断された場合は指定を取り消すよう求める。

4 事実を証明する書面

- ・ 福津市まちおこしセンターの指定管理者を指定することについての議案書の写し（一式）
- ・ 証拠書類 1（協議会の不適切な支出についての指摘、協議会の運営に関する指摘、平成30年12月議会本会議議事録及びその内容についての指摘）
- ・ 証拠書類 2（平成29年5月24日付業務委託契約についての指摘）

5 請求の要件審査及び受理

平成31年4月16日に監査委員会議を開催し、本件請求については地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、同日本件請求を受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

- ・ 福津市まちおこしセンター（なごみ）の指定管理者の指定に係る手続きは適切に行われていたか。

2 監査対象部署

地域振興部地域振興課（施設所管課）

総務部総務課（当時の指定管理者制度所管課）

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき証拠の提出及び陳述の機会を設けるにあたって、陳述の希望を確認したが「希望しない」との回答であったため陳述会は設けていない。

4 関係人調査

平成31年4月16日31福監第4号文書により、市長に対して次の資料の提出を求めた。

- ①請求の趣旨に対する弁明書
- ②弁明書の裏付けとなる資料
- ③津屋崎地域郷づくり推進協議会から提出された指定管理者指定に係る申請書類
- ④本件指定管理者選定に係る事績

また、法第199条第8項に基づき、平成31年4月24日、本件について地域振興部長、地域振興部地域振興長、同課観光推進係長、総務部総務課長、同課文書法制係長に対して関係人調査を実施した。

関係人の主張（弁明）は以下の通りである。

1. 弁明の趣旨

請求人の指摘する議会への事実の隠ぺいや虚偽の説明といった違法・不当な行為は存在しない。よって、福津市まちおこしセンターの指定管理者として津屋崎地域郷づくり推進協議会を指定したことは、法その他関係法令に則った正当・適法な行為である。

2. 弁明の理由

請求人は、議会への虚偽の説明内容として「特定の地域のみ」の活動状況や、郷づくり交付金の交付要綱に違反している支出等（特に活性化事業は、実行委員会の一員というだけで、交付金を丸投げしている）あり」としているが、津屋崎地域郷づくり推進協議会は、一斉防災訓練や登下校時見守り活動、松林保全活動、安否確認電話等、全地域にわたる活動を主として実施しており、よっちゃん祭や音楽散歩のみを取り上げて「特定の地域のみ」とすることは請求人の事実誤認である。

また、請求人は、福津市まちおこしセンターの指定管理者選定について、「すでに平成29年5月頃には、担当課と協議会では決まっていたと思考」としているが、平成29年5月24日付で福津市観光産業活性化協議会と津屋崎地域郷づくり推進協議会が締結した業務委託契約と、指定管理者の選定との因果関係を示す証拠書類は存在せず、事実の確認もできないことから、この主張は請求人による確証のない疑念と言わざるを得ず、事実の隠ぺいや虚偽の説明といった違法・不当な行為は存在しない。

なお、指定管理者の指定については、法（昭和22年法律第67号）第244条の2、指定の手続きについては、福津市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年6月28日福津市条例第158号）、及び福津市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年7月1日福津市規則第157号）、指定候補者の選定については、福津市公の施設における指定管理者の指定に係る指定候補者選定規程（平成17年9月27日福津市訓令第43号）に基づき、指定申請書の受付、一次審査、福津市指定管理者選定委員会規則（平成17年7月1日福津市規則第156号）に基づく選定委員会による二次審査、平成30年12月議会での議決を経た、適正・適切な手続き及び審査の下、指定管理者を指定したものである。

第3 監査の結果

1 事実の確認

①福津市まちおこしセンターについて

福津市まちおこしセンターは、「福津市まちおこしセンター条例」に基づき、福津市の観光・歴史・文化伝統等に関する情報を提供することによって、観光の振興と地域の活性化に資することを目的として設置された市の施設である。一般的には「津屋崎千軒なごみ」もしくは「なごみ」の通称で呼ばれており、年間を通じてコンサートやイベント、展示会、体験会などが開催されている。

なお、施設の概要については以下の通りである。

施設名称	福津市まちおこしセンター
施設の通称	津屋崎千軒なごみ（なごみ）
所在地	福津市津屋崎3丁目17番3号
施設オープン日	平成21年7月12日
主な設備（貸室）	和室（3室）、展示コーナー、観光案内コーナー 販売コーナー、体験実演コーナー、調理室
施設利用時間	午前9時～午後5時 （7月～9月は午後6時まで）
休館日	毎月第2火曜日・第4火曜日（祝日の場合は翌日） および12月29日～1月3日

②福津市まちおこしセンター（以下、本件施設）の指定管理者の公募について

指定管理者の指定の手続きについては法第244条の2に規定されており、福津市ではこれを踏まえ「福津市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下、条例）」及び「福津市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（以下、施行規則）」を定め、指定に係る手続きを行っている。

指定管理者の指定にあたり、条例第2条では「市長は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定しようとするときは、（中略）指定管理者になろうとする法人その他の団体を公募しなければならない。」とされているが、これにはただし書きがあり、「管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他市長が公募によらない事由があると特に認めるとき」についてはこの限りではないとして、非公募による候補者選定が可能となっている。

請求人提出の資料にある「市有施設の指定管理者選定を公募としない理由書」によると、本件施設についてはこれまで公募によって指定管理者を選定してきたが、本件施設が指定管理者導入手順マニュアル内の「指定管理者公募審査判定シート」

の判断項目にある「地域住民のコミュニティ活動の基盤施設であり、地域振興やコミュニティ意識の醸成、市民活動促進の観点から地域住民自らがその活力の活用により運用を図ろうとする施設」に該当すること、これまでの指定管理者が観光拠点としての事業を中心に行い、本件施設における地域活性化の拠点としての機能が十分に発揮されていなかったことなどからこれまでの方針を転換し、平成31年度からの期間については非公募によって津屋崎地域郷づくり推進協議会を指定管理者に選定することとなった。

津屋崎地域郷づくり推進協議会が指定管理者候補に選定された理由としては「地域住民・団体との強い繋がりを持っており、地域に開かれた施設づくりや、観光来訪者と地域住民との交流の場づくりという点で大いに期待できる」「非営利であるため、指定管理料の減額も期待できるほか、条例に定める休館日や開館時間外での臨時的措置についても柔軟な対応が期待できる」などが挙げられている。

③指定管理者の指定に係る手続きについて

本件施設においては上記の理由により平成31年度からの指定管理者の選定手続きを非公募で行うこととなったが、非公募の場合であっても「福津市公の施設における指定管理者の指定に係る指定候補者選定規程(以下、選定規程)」の規定により、まずは施設所管課で一次審査(形式審査)が行われる。その結果を受けて市長は福津市指定管理者選定委員会(以下、選定委員会)に対し、指定管理者の候補者の選定について諮問し、選定委員会は、二次審査(実質審査)を行い、その結果をもとに指定候補者について答申することとなっている。

答申を受けた市長はその結果に基づいて議会に指定管理者の指定に関する議案を提出し、議会の議決及びその告示を経て、指定管理者の指定を行うこととなっている。

④一次審査の実施内容について

施設所管課が行う一次審査はいわゆる形式審査であり、選定規程に基づいて指定管理者になろうとする法人及び団体等から提出された指定管理者指定申請書をチェックするものである。選定規程では、以下のいずれかに該当する項目があった場合についてはその申請団体を指定管理候補者に選定することはできないとしている。

- ア 指定申請書等が申請期間を過ぎての申請であった場合
- イ 指定申請書の記載に不備があった場合
- ウ 申請団体が団体としての適格性に欠ける場合
- エ 申請団体及びその役員等が欠格条項及び失格条項に該当する場合

本件施設に対する今回の指定管理者指定申請(以下、本件申請)については施設所管課である地域振興部地域振興課が行っている。実施された一次審査において、本件申請が上記のア～エに該当しないと地域振興課が判断した事については、地域振興課から提出された決裁文書の写しで確認した。

⑤二次審査の実施内容について

選定委員会が行う二次審査は申請団体のうち、指定管理者にもっともふさわしい団体を選定する実質審査であり、現地視察・書類審査・プレゼンテーション・質疑応答などを経て、選定規程に定める採点基準に基づいた採点を行い、その結果に基づいて選定を行っている。ただし、今回は複数の候補者から1つを選ぶものではないため、採点結果が審査前に選考委員で申し合わせされた基準（6割）を満たすかどうかによって指定管理者として適格であるかを判断した。

選定規程にある採点基準は以下の通りであり、選定委員は各審査項目について5点満点で採点を行い、各審査項目に設定された加算率を乗じて点数を決定する（加算率は施設の態様によって変動する）。本件申請に対する審査では、委員1人の持ち点は80点満点であり、委員は6名であるため、満点は480点であった。なお、今回の審査では申請団体が1つのみであるため、管理経費の縮減は審査項目とされていない。

選定基準	審査項目	加算率	配点
1 市民の平等な利用が確保されていること	(1) 利用者の平等な利用の確保	1.0	5
	(2) 利用者に対するサービスの向上	2.0	10
	(3) 地域住民、地域団体、市との連携や協働による事業展開	1.0	5
2 指定施設の効用を最大限に発揮されていること	(1) 施設の効果的な活用	2.0	10
	(2) 利用者のニーズ把握	2.0	10
3 管理経費の縮減が図られていること	(1) 管理経費の縮減		
4 管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること	(1) 管理運営に必要な人員配置計画	1.0	5
	(2) 安全管理への対策	1.0	5
	(3) 専門性、熱意、意欲	1.0	5
	(4) 個人情報の保護	1.0	5
5 市長が指定施設の性質又は目的に応じて定める基準を満たしていること	(1) 地元の団体優先	1.0	5
	(2) 施設特有の利用（特色）	2.0	10
	(3) その他	1.0	5
合計			80

今回の審査では、津屋崎地域郷づくり推進協議会につけられた点数は合計327点であり、満点の6割にあたる288点を超えたため二次審査を通過し、指定管理者候補として選定されている。

⑥津屋崎地域郷づくり推進協議会について

津屋崎地域郷づくり推進協議会は市内に8つある郷づくり推進協議会の一つであり、津屋崎小学校校区のうち、宮司地区を除いた19の行政区を構成地域としている。津屋崎地域郷づくり推進協議会会則（以下、会則）によるとその目的は「津屋

崎地域住民による自治活動を推進するとともに、地域住民の連帯感ある温かな地域社会づくり」となっている。現時点においては法人格を持たない非営利の任意団体である。

本件施設の指定管理申請に当たっては、平成30年10月27日に臨時総会を行い、申請を行うことができるよう会則の改正を行った。

⑦津屋崎地域郷づくり協議会が福津市観光産業活性化協議会と締結した業務委託契約について

請求人の提出した資料（請書）によると、津屋崎地域郷づくり推進協議会は平成29年5月24日付で福津市観光産業活性化協議会と土地の草刈について業務委託契約を100,000円で締結している。これは、平成29年10月14日・15日に津屋崎漁港付近で実施された「食の祭典」イベントの駐車場整備に係るものであり、関係課からの聞き取りによると、観光産業活性化協議会が安価で草刈を実施できる業者・団体等を探していた際、地域の活性化につながるものとして津屋崎地域郷づくり推進協議会がこれに応じたものである。

契約締結後、この草刈業務を津屋崎地域内の業者に再委託し、事業費として平成29年10月24日に契約額と同額の100,000円を支出している。

2 請求人が主張する事実の検証

①津屋崎地域郷づくり推進協議会の交付金交付要綱違反の支出について

この点については、本件の請求人から平成31年3月18日付で住民監査請求が行われており、これに対する監査結果報告書（令和元年5月15日、31福監第6号）において検証し、請求人が指摘する事業及び支出については直ちに交付金対象外とは言えないと判断した。本件請求における請求人の主張に関する部分について下記に再掲する。

○「よっちゃん祭及び音楽散歩・手作り市は事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業であるとして交付金対象外の事業に当たる」との主張について

よっちゃん祭及び音楽散歩・手作り市は、古民家や古い街並みを有する津屋崎千軒エリアを地域資源として活用し、同エリアのにぎわいを取り戻すことによって津屋崎地域の活性化を図ろうとする取り組みである。両イベントへの参加は該当地区の住民に限られたものではなく、むしろ市内・市外からの多くの参加を呼び込む形となっており、事業の効果が特定の個人または団体に帰属するとは言い難い。

○「音楽散歩・手作り市実行委員会に対する支出は活性化部会の余剰金を充てたものであり、このため実行委員会の領収書と活性化部会の支出日がずれている」との主張について

津屋崎地域郷づくり推進協議会の総会資料を確認したところ、音楽散歩・手作り市への支援は活性化部会の事業計画に記載されたものであり、余剰金が発生し

たことによって財政援助を行うことを決めたものとは判断できない。ただし、その財政援助の範囲については総会資料に明記されておらず、平成30年3月28日という支出日を踏まえると、余剰金の額が財政援助の金額に影響を及ぼしている可能性がある。

○「よっちゃん祭のポスター代及びちらし代は余剰金調整のために支出されたものである。」との主張について

よっちゃん祭の実施時期は毎年4月中旬であり、集客効果を踏まえると3月にポスター・チラシが製作されていたとしても不自然ではない。

ただし、本件ポスター等の製作に係る費用は本来であればよっちゃん祭実行委員会が支出すべきものであり、別途協賛金が支出されていることを踏まえると、ポスター制作費について財政援助の必要があるのであれば、協賛金に合わせて計上すべきものである。

②本件申請に係る申請書類に虚偽の内容があったとの主張について

請求人は津屋崎地域郷づくり推進協議会において不当な支出があるため、本件申請に係る申請書類の内容に虚偽があると主張している。

上記で検証した通り請求人が不当と主張する支出については、直ちに交付金要綱該当外のものとは言えないが、その内容には疑義がないとは言えない。

しかしながら、申請書類に添付された平成30年度津屋崎地域郷づくり推進協議会決算書は2名の監事の監査を経て総会へ提出され、総会において承認を得たものである。よって、支出内容の如何を問わず、その計数においては正確性を有するものと考えられ、計数の誤りを指摘する証拠がない以上、申請書類が虚偽のものであるという請求人の主張は受け入れることはできない。

③本件施設の指定管理者指定に係る手続きの正当性について

福津市では公の施設の指定管理者指定手続きに当たっては、条例、施行規則及び選定規程に基づいて作成された「指定管理者導入手順マニュアル」に従って事務を進めることとなっている。非公募によって指定管理者の選定を行う場合は「指定管理者選定マニュアル（非公募用）」に従って選定に係る手続きが進められる。

関係人から提出された本件申請に関する申請書類及び決裁文書等を確認したところ、本件施設の指定管理者選定に係る手続きは、この2つのマニュアルに沿ったものであり、一次審査・二次審査ともに適正に行われていた。

なお、指定管理者の選定過程において申請者の予算執行の内容が適正であるか不適正であるかを詳しく確認し調査することは通常は必要ない。申請者の提出する決算書類等において財務状況を判断すべきものと解する。

④福津市観光産業活性化協議会と津屋崎地域郷づくり推進協議会が平成29年5月24日付で締結した業務委託契約（以下、本件契約）について

津屋崎地域郷づくり推進協議会は総会の承認を受けることなく、本件契約を行ったとあるが、会則には「津屋崎地域郷づくり推進協議会が行う契約について総会の承認を必要とする」旨の記載がなく、これをもって契約の是非を判断することができない。しかしながら、この契約に基づく支出を含んだ平成29年度津屋崎地域郷づくり推進協議会決算については平成30年度の総会で承認を受けており、これによって事後的に承認をしたものと解することができる。

また、請求人は本件契約における契約金額が不当に安価であると主張しているが、関係人に聞き取ったところ、これは地元で開催されるイベント（食の祭典）の支援として、地元業者の好意によって安価（見積価格の半額）で実施できたとの説明があった。

本件契約における契約金額は確かに通常考えられる価格より大幅に安価なものではあるが、これが請求人の主張する通り指定管理者選定を前提とした作為的なものによるのか、関係人の主張する通り好意によるものなのかは人の内心にかかわる部分ということもあり判断が難しい。しかしながら、本件契約と指定管理者選定にかかわる明確な証拠（覚書等）が提示されていない現状においては、請求人の主張は憶測の範囲を脱することができず、証拠が不十分であると判断する。

⑤本件申請が津屋崎地域郷づくり推進協議会の一部の者によって進められたとの主張について

請求人のこの主張は津屋崎地域郷づくり推進協議会の運営に係るものであり、本件監査の主眼とは異なるが、念のため検証する。

津屋崎地域郷づくり推進協議会会則（以下、会則）11条によると、この会には運営協議会が置かれ、総会を構成することとなっている。また、会則12条では総会は年度当初に行われる定期総会と臨時総会が行われることとなっている。なお、運営協議会は「正副自治会長」「正副部会長」「識見者」「事業所から推薦されたもの」合計60名で構成されている。

総会の議決権は運営協議会の構成員が有するが、会則12条第7項に「総会は公開し、会員への説明責任を果たすものとする。」とあることから、運営協議会員は代議員的性格を有するものといえる。よって、総会における議決は会員の総意ととらえることができる。

本件申請にあたっては、本件施設の指定管理者に指定された場合に事務所を移転することと、その事務所を有する施設の管理運営を可能となるよう、会則5条及び6条を改正する議案を提出することでその可否を総会に諮ることで意思決定を行ったものと解する。

ただし、代議員制においては直接議決権を有しない一般会員への情報の共有・公開が重要であるといえる。検証はし得ないが、請求人の主張通り、情報が会員に周知されていないのであれば、情報共有の仕方について改善の必要がある。

3 監査委員の判断

前述の事実の確認及び請求人が主張する事実の検証の結果、福津市まちおこしセンターの指定管理者の指定に係る手続きについては、法244条の2、福津市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例、福津市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則、福津市公の施設における指定管理者の指定に係る指定候補者選定規程、福津市指定管理者選定委員会規則に基づき、適正・適切に行われており、議会へその内容を隠ぺいし、説明した内容に虚偽があるとは言えない。よって、請求人の主張に理由はないものとして本件請求を棄却する。

4 監査委員としての意見

上記の通り本件請求については棄却としたが、本件監査において判明した事実について、以下の通り意見を述べる。

本件施設における指定管理者の指定に当たっては、施設の所在する地域の団体を指定するという福津市で初めての試みがなされた。

指定管理者となった津屋崎地域郷づくり推進協議会は地域住民・事業所との強い繋がりを持っており、地域振興やコミュニティ意識の醸成、津屋崎地域の活性化等に関する活動を中心とした団体である。今般、津屋崎地域郷づくり推進協議会が本件施設の指定管理者となったことによって、本件施設がもつ「地域コミュニティの拠点施設としての機能」「観光客と地域住民の交流の場としての機能」「集いの場としての機能」が発揮され、本件施設が十分に活用されるものと期待する。

しかしながら、津屋崎地域郷づくり推進協議会については支出内容に一部疑義があること、情報の公開・共有に不十分な点がみられることなど、指定管理者としての適格性を欠くとは言えないまでも、その運営状況については改善の余地があり、請求人が監査請求を行うに至った心情は理解できるところである。

本件施設が地域コミュニティの拠点施設として、また、観光者と地域住民の交流の場、集いの場として活用されるためには、担当課である地域振興課において、管理状況の監視並びにモニタリング、チェック等を丁寧に実施することが重要である。

また、郷づくり推進協議会を所管する郷づくり支援課と連携し、必要に応じて指導、助言等を行うなど、継続的かつ効果的な取り組みも必要といえる。

関係課には本件施設が市民にとってより利用しやすいものとなるよう努めていただきたい。